

はじめに

「利益と害」に関わる *生命倫理と人権に関する世界宣言 (2005)* の第4条は、科学的知識、医療行為、そして関連技術を適用し進歩させるにあたっては、患者、研究参加者、そして他の影響を受ける個々人の直接的および間接的利益が最大化されるべきであり、彼らへのいかなる可能性のある害も最小化されるべきだと強調している。第4条は「人間の尊厳と人権」に言及した第3条から導かれる。両条項は尊厳を人間であることの生来的特性として扱っている。人権と倫理において尊厳がその中心にあると認識することは、他の人間に対する人類の責務を考慮に入れることである。

古代の医療倫理において、ひとつの重要な道德原則は「とりわけ害をなすな」であった。この概念は現代医療においても重要な倫理原則として使われ続けている。あらゆる害に対する完全な保護は、理想的な状況においてさえ可能ではない。一方、通常の医療の場合には、善行 (*beneficence*) は専門職倫理の第一の道德的な認知である。利益には幾つかの種類がある。患者または社会の利害関心 (*interests*) を促進させる、または将来の患者らにとって価値ある新しい知識を生み出す等である。リスクは患者または社会を傷つける見積もり、確率、または可能性である。害は身体的、情緒的、または経済的なものかもしれない。治療によってもたらされると意図された利益があることが、リスクに晒すことが許容されるための道德的な裁定条件である。

医療実践において利益と害を評価することは重要である。治療選択は患者間でなされなければならない。評価は害が生じるリスクと潜在的利益の間でなされなければならない。このことは、時間も乏しく物質的な資源も希少なとき、資源配分にとってはとりわけ重要になる。第4条の責務を果たすためには、思慮深い判断と技術的有能さの両方が必要とされる。提案されている治療法が個々の患者および社会にもたらすと予想されるインパクトの確率と見積もりが評価されなければならない。

このケースブックは、ユネスコ *生命倫理コアカリキュラム・ケースブックシリーズ* の一部として、*生命倫理と人権に関する世界宣言 (2005)* に記されているような「利益と害」の倫理原則の教育を強化することを意図している。そして最近の科学の発展の複雑さと、われわれが生きるこの物質主義的な時代に負けずに、倫理的価値を学習者に植え付けるための教育的な新しい制度の形式で要求される保護手段を考慮に入れている。

このケースブックには33のケーススタディーがある。すべてのケースが高等裁判所レベルで審議されており、関連する倫理的問題の類型についての記述を提供している。各々のケースには引き続き、講師の指導の下、自分自身でケースを学習し、可能な解決策を議論

し、彼等自身の結論に達する前に彼等が自分では適切ではないと思ったことを受け入れてしまわないように、学習者たちのための一般的な指針が記載されている。本プロジェクトの目的は意思決定プロセスに学習者が積極的に参加するための道具と基盤を作成することである。

このような体系的な方法を用いた教育方法(teaching)、教育内容(education)、そしてトレーニングを統合する努力は、学習者の心に、患者をケアするすべての医師を導く倫理的価値を植え、根付かせよう。

この点において、私はこのプロジェクトに対する忍耐と献身に関してこのケースブックのワーキング・グループの同僚に、同様にハイファ大学の健康・法・倫理・国際センターとユネスコ事務局からの編集助手に感謝の意を表したい。

アンモン・カルミ (Amnon CARMI)

人間の尊厳と人権に関するワーキンググループ・コーディネイター

ユネスコ倫理教育諮問専門委員会

ユネスコ生命倫理議長

イスラエル・ハイファ大学